

**定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ヘルパーステーション我が家なださき  
(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 運営規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、株式会社オージェックスが開設するヘルパーステーション我が家なださき(以下「事業所」という。)が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問介護等の提供を確保するため、必要な事項を定めるものである。

(事業の目的)

第2条 要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の円滑な事業運営を図るとともに、利用者 の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護の提供を確保することを目的とする。

(事業運営の方針)

- 第3条 本事業は在宅生活を支えるために必要なときに、必要な介護・看護サービスを包括的かつ継続的に提供する。
- 2 事業所の職員は、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。
  - 3 利用者への支援にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、居宅サービス計画に従って、適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を立て、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
  - 4 事業の実施にあたっては、岡山市、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーション我が家なださき
- (2) 所在地 岡山県岡山市南区迫川 254-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、職員の管理、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、法令遵守やその他の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成責任者 1名以上 (常勤兼務 1名以上)

計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等を行う。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用申し込みに係る調整・訪問介護員等に対する技術指導

等のサービスの内容の管理を行う。

(3)オペレーター 常時 1 名以上 (常勤兼務1名以上)

事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導等のサービスの内容の管理。また、定期巡回サービスを行う。

(4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員

サービスを提供するための必要数以上 定期的な巡回により、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援を行う。

(5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員

提供時間帯を通じて 1 名以上 利用者からの通報によりその利用者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等 を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 営業日 365日とする。

(2)営業時間 24時間とする。

(3)サービス提供時間 24時間とする。

(4)連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要やサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(2) 計画作成責任者は、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接して、居宅サービス計画に沿った定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、利用者及びその家族同意確認を得ながら作成する。

(3) 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者及びその家族、居宅介護支援事業所との相談の上、利用者が希望する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更にも対応する。

(4) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿ったサービスを提供するために、訪問介護員に対し、サービス提供会議を適宜開催する。

(5) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次の通りにする。

①定期巡回サービス

訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話をを行います。

②随時対応サービス

オペレーターが通報を受け、利用者の状況に応じてサービスの手配を行います。

③随時訪問サービス

オペレーターからの要請を受けて、随時、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話をを行います。

#### ④訪問看護サービス

看護師等が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話または診療の補助を行います。

①～③のサービスを提供し、④のサービスは、連携先の訪問看護事業所が提供します。

(6) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に際しては、保険給付の対象となるか否かを区別した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得る。

(利用料金について)

第8条 事業を提供した際の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書にて説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 岡山市南区の日常生活圏内のうち灘崎中学校校区とする。(但し、灘崎中学校校区以外でも事業所から車で片道15分の範囲を含む。)

(緊急時における対応)

第10条 事業所の従業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに、利用者に容態に変化あった場合は、事前の打ち合わせに基づき、主治医、救急隊、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行う等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 従業者への虐待防止に関する研修の実施

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、

速やかに、これを市町村に通報する。

また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(衛生管理)

第13条 事業者は、感染症の発生又はまん延を防ぐために必要な措置を講じるとともに、従業者に対し定期的に健康診断等を実施する。

2 職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(秘密保持)

第14条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは、利用者との契約終了後も同様とする。

2 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(合鍵の管理)

第15条 鍵は預からない。利用者宅でキーボックスを準備していただき、その中に鍵を保管する。

2 キーボックスの暗証番号の取扱いについて説明した上で、同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

3 万が一鍵が紛失された場合には、利用者に連絡するとともに関係機関にも連絡し、速やかに鍵の所在確認を行う。

(介護・医療連携推進会議)

第16条 事業所が行う事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、介護・医療連携推進会議を設置する。

2 介護・医療連携推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び事業定期巡回について知見を有する者等とする。

3 介護・医療連携推進会議は、概ね3ヶ月に1回以上とする。

4 介護・医療連携推進会議において、事業所のサービス提供の状況を報告し、評価、要望、助言等を記録し事業所内に掲示して公表する。

(個人情報の保護)

第17条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 利用者又はその家族の個人情報については、事業者による指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第18条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

(苦情解決体制の整備)

第19条 事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録し、5年間保存する。  
また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に努める。
- 3 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に関する利用者及びその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(従業者の研修)

第20条 事業者は、すべての訪問介護員等に対し、資質向上を図るための研修計画を作成し、当該計画に従い事業所内研修を実施するとともに、研修機関等が実施する外部研修への参加の機会を確保する。

- 一 採用時研修 採用後一ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令並びに条例・規則に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。